

参与会 発言メモ

14/04/14

弁護士 拝師徳彦

第 1 指標化検討会関係

【評価】国の政策の方向性を検討・説得する材料として一定の役割を果たせるのではない
か。

【今後の課題】

- ① 都道府県や市町村において同様の調査を行い、独自予算化・客観的合理的な政策判断のための参考としてもらうことはできないか。
→意欲ある住民に研修を受けてもらうことで調査員となってもらい、安価で調査ができるのではないか（消費者行政活性化基金の活用＋地域住民との連携）。
- ② 被害額以外の指標をどのように考えるか→単なる経済的利益だけでなく、消費者の権利の実現・侵害の状況を具体的な要因から客観化していく必要があるのではないか

第 2 消費者安全法改正法案関係

【評価】地方消費者行政の充実強化を目指すもので、基本的に賛成。特に、消費生活協力員・協力団体の仕組みは消費者行政と地域との連携という大きな方向性を示すもので重要。

【課題】

- ① 民間委託については、相談業務と他の消費者行政関連業務（庁内連携による総合的なサービス提供、地域連携、被害情報の発信、消費者教育、条例制定等）が分断されることで、総合的な消費者行政の劣化を招くおそれがあることに十分注意した制度設計が必要。
→ガイドライン等で、相談業務と他の消費者行政関連業務の有機的な連携を地方消費者行政の重要な視点と位置づけた上、内閣府令による受託業者の基準の中に、「受託業者において相談業務と他の消費者行政関連業務との連携を実施する体制が整備されていること」といった要件を盛り込むべきではないか。
- ② 民間委託の受託業者については、P I O－N E T 情報についての秘密保持義務が規定されることになるが、これとは別に、他目的利用（マーケティングの参考資料とし

て利用，企業・消費者向け講座でP I O－N E T情報を流用等）の禁止を明確に規定すべきではないか

第3 地方の基盤整備と消費者行政全体の底上げのために

【視点】「消費者行政と地域との連携，地域内での連携」が消費者行政全体の底上げのために極めて重要であり，そのための基盤整備を国として推進する必要がある。

→今回の消費者安全法改正による枠組み（消費者安全確保地域協議会，消費生活協力員・協力団体）のほか，消費者教育推進法の枠組みを活用した取組み（コーディネーター，消費者市民サポーターの育成・活動支援）が中核的な基盤となるはず。

↓

庁内全体でこうした方針と中核的基盤整備の重要性を具体的な施策との関係で確認し，整理しておく必要があるのではないか。

【地域と施策との結びつきが有効と考えられる具体例】

- ① 〈安全〉 地域との連携によるリコールキャンペーン
 - ② 〈取引〉 高齢消費者への悪質電話対策（会話の録音）
 - ③ 〈広報〉 国センや庁による消費者被害情報の緻密な伝達
 - ④ 〈政策〉 各地域における政策調査の実施
 - ⑤ 〈教育〉 地域における実践的な消費者市民教育，学校との連携
- ・
・
・

以上